

鹿児島県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、鹿児島県(以下「県」という。)とする。

第3 事業内容

1 肝炎ウイルス検査

- (1) 県は、保健所（鹿児島市保健所を除く。）において、「保健所におけるB型・C型肝炎相談・検査実施要領」に基づき実施する。
- (2) 県は、検査医療機関において、「肝炎ウイルス検査医療機関委託事業実施要綱」に基づき実施する。

2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

県は、保健所（鹿児島市保健所を除く。）において、「保健所におけるB型・C型肝炎相談・検査実施要領」に基づき実施する。

3 陽性者フォローアップ事業

(1) 陽性者のフォローアップ

ア 実施方法

県が、別紙様式1による同意書により肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得ている対象者に対し、別紙様式2による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

イ 対象者

県内に住所を有し、以下のいずれかに該当する者

(ア) 1により、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）

(イ) (2)の検査費用の請求により把握した陽性者

(ウ) その他、市町村や医療機関等で実施する肝炎ウイルス検査（職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）を受けた者などからの情報提供等により把握した陽性者

フォローアップにあたっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、県内市町村や保健所設置市の健康増進事業担当部局や母子保健担当部局等と連携を図ると

ともに、その実施においては、肝疾患診療連携拠点病院や市町村等の適當と認められる実施機関に委託することができる。

なお、フォローアップの対象者を市町村等へ情報提供することにより、健康増進事業におけるフォローアップの対象とすることができる。

(2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

ア 実施方法

(ア) 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

(イ) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、イの(イ)に該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する自己負担限度額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、オ(イ)aにより申請者から提出された課税額証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

イ 対象者

(ア) 初回精密検査

a 県、検査医療機関及び鹿児島市が行う肝炎ウイルス検査若しくは市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 1年以内に県、検査医療機関及び鹿児島市が行う肝炎ウイルス検査若しくは市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

(c) 県が実施するフォローアップ事業に同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができます。

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 1年以内に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

(c) 県が実施するフォローアップ事業に同意した者

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 原則1年以内に妊娠健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各医療機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、助産師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

(c) 県が実施するフォローアップ事業に同意した者

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者であって、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

また、各医療機関に配置されている肝炎医療コーディネーター（医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等）の連携等を通じて、対象者が当該制度につながるよう留意されたい。

(c) 県が実施するフォローアップ事業に同意した者

(イ) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む。）

c 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者

d 県が実施するフォローアップ事業に同意した者

なお、健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

e 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

ウ 助成対象費用

(ア) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、CHE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）

d 腫瘍マーカー（ AFP、 AFP-L3%， PI VKA-II半定量、PI VKA-II定量）

e 肝炎ウイルス関連検査（HB e 抗原、HB e 抗体、HCV 血清群別判定、HBV ジェノタイプ判定等）

f 微生物核酸同定・定量検査（HBV 核酸定量、HCV 核酸定量）

g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(イ) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

(ア) 初回精密検査

1回

(イ) 定期検査

1年度2回（(ア)の検査を含む）

オ 検査費用の請求について

(ア) 初回精密検査

a 県、検査医療機関及び鹿児島市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式3-1による肝炎検査費用請求書（以下「請求書」という。）に、医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添えて、当該対象患者の居住地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）を経由して知事に請求するものとする。

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式3－1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、別紙様式3－2による職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書（以下「職域検査受検証明書」という。）（対象者が保有している場合に限る。）及び（1）の陽性者のフォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書（これらのフォローアップの同意をしていない場合に限る。）を添えて、保健所長を経由して知事に請求するものとする。

県は、対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認できない場合は、対象者本人の同意を得て、別紙様式3－3により医療機関に照会を行い、及び医療機関から回答を受けることができる。

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式3－1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し及び（1）の陽性者のフォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書（これらのフォローアップの同意をしていない場合に限る。）を添えて、保健所長を経由して知事に請求するものとする。

なお、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認するものとする。

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、別紙様式3－1による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書及び（1）の陽性者のフォローアップ又は健康増進事業における陽性者フォローアップの同意書（これらのフォローアップの同意をしていない場合に限る。）を添えて、保健所長を経由して知事に請求するものとする。

(イ) 定期検査

a 対象者は、別紙様式3－4による請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下、世帯構成員という。）の住民票の写し、次項に定める課税等証明書等及び別紙様式4による医師の診断書を添えて、保健所長を経由して知事に請求するものとする。

b 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

(a) 別表による自己負担限度額階層区分の甲にあたる場合、世帯構成員に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙にあたる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、別紙様式5による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるも

のとする。

- (b) 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。
- i 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取り扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。
 - ii 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納稅義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。
 - iii 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生別の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税額が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。
- c 対象者は申請の際、上記a及びbによらず、以下要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。
- (a) 医師の診断書
 - 以下のいずれかに該当する場合
なお、i, iiについて慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。
 - i 以前に同じ知事から定期検査費用の支払いを受けた場合
 - ii 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合
 - iii 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合
 - (b) 世帯構成員の住民票の写し、世帯構成員の課税等証明書等又は住民税

非課税証明書、市町村民税合算対象除外希望申請書

以下に該当する場合において、従前に知事へ提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度内で県に対し行われる場合とする。

i 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合

ii 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

カ 検査費用の支払いについて

知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

第4 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めることとする。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。ただし、陽性者のフォローアップ、初回精密検査費用の対象者において、妊婦健診の肝炎ウイルス検査及び手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者を追加することは令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額(1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が 235,000円未満の世帯に属する者	2, 000 円	3, 000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円